

福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業実施要領

(制 定 令和7年3月31日 6経技第3754号)

第1 対象事業

福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業費補助金交付要綱（令和7年3月31日付け6経技第3512号。以下「要綱」という。）に定める福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業（以下「本事業」という。）の実施については、要綱に定めるもののほか、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和7年1月15日付け6農産第3462号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）及びこの要領に定めるものとする。

第2 事業の構成

福岡県スマート農業機械利用拡大推進事業は次の事業メニューにより構成され、事業メニューごとの事業内容、事業実施主体、補助率等は事業メニューごとに定める別記のとおりとする。

1 農業支援サービスの立上げ支援

(1) 農業支援サービス事業育成対策（別記1-1）

ア 地域型サービス支援タイプ

(2) スマート農業機械等の導入支援（別記1-2）

ア 地域型サービス支援タイプ

附 則

この要領は令和7年3月31日から施行する。